

# 四日市市大矢知・平津事案に係る実施協定書



平成23年11月23日

四日市市大矢知地区連合自治会

四日市市八郷地区連合自治会

三 重 県

四 日 市 市

大矢知地区連合自治会及び八郷地区連合自治会（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）は、四日市市大矢知町・平津町地内の産業廃棄物不適正処理事案（以下「当該事案」という。）に関し、平成22年12月24日付けで甲と乙の間で締結した基本合意書に基づき、地元住民の安全・安心を確保することを目的として乙が実施する支障除去等事業（以下「事業」という。）における具体的な対策工法などを下記のとおりとすることに合意し、立会人は、その合意内容について確認した。

## 記

### （具体的な対策工法等）

1 当該事案に関し、乙が自ら事業を実施する場合における具体的な対策工法などについて、次のとおりとする。

#### （1）具体的な対策工法

- ① 埋立地の天端部は、集排水機能を考慮した覆土工を行うとともに、雨水を適切に排除するため、雨水調整池まで排水路等を設置する。
- ② 埋立地の斜面部は、状況に応じて、厚層基材吹付工、押え盛土工、連続繊維補強土工等を行う。
- ③ 第2帯水層露出箇所等については、廃棄物層からの染み出し抑止工を行う。（大矢知側、平津側）
- ④ 埋立地の周辺に雨水調整池を3箇所程度設置する。（処分場入口付近、西水路付近等を予定地とする。）
- ⑤ 排水路等を管理するための管理用道路を2箇所設置する。（大矢知側、平津側）

#### （2）管理計画

乙は、甲の協力のもと、対策後の管理計画を策定し、必要に応じて適切に対応していくものとする。

### （跡地利活用等の協議）

2 甲及び乙は、今後とも連携・協力し、当該事案に係る跡地利活用方法や土地所有権のあり方について関係者も含めて十分に協議していくこととする。

### （事業進捗への協力）

3 甲は、乙の行う事業の円滑な進捗を図るため、現地測量や用地測量及び用地取得等を始めとして、事業の着手から完了に至るまで、全面的に乙に協力するものとする。

(土地所有者責任)

4 甲は、乙が行う今後の調査等により廃棄物の埋設が確認された場合には、当該土地の所有者に対して土地所有権に基づく責任を求める。

(事業の早期着手)

5 乙は、甲の協力を得て、事業の早期着手に努めるものとする。

上記事項について合意したことを証するため、本書四通を作成し、甲、乙、立会人が各々署名の上、各一通を保管することとする。

平成23年11月23日

甲 四日市市大矢知地区連合自治会

会 長 伊藤 孝夫

四日市市八郷地区連合自治会

会 長 宮島 英男

乙 三重県 三重県知事

鈴木 英敬

立会人 四日市市 四日市市長

田中 俊行